

議案第 1 号

上長与地区公民館の特別施設使用料条例を廃止する条例

上記議案を提出します。

平成 3 1 年 3 月 5 日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

上長与地区公民館の特別施設（憩いの場）の廃止に伴い、条例を廃止するもの。

上長与地区公民館の特別施設使用料条例を廃止する条例
上長与地区公民館の特別施設使用料条例（昭和57年条例第11号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。